

# 総務委員会会議録

平成27年3月13日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 13:53

## 案 件

1. 議案第10号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)
2. 議案第84号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)
3. 議案第31号 飯塚市市民自治基本条例
4. 議案第32号 飯塚市総合計画策定条例
5. 議案第33号 飯塚市名誉市民条例
6. 議案第34号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例
7. 議案第35号 飯塚市職員定数条例等の一部を改正する等の条例
8. 議案第36号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例
9. 議案第37号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例
10. 議案第38号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例
11. 議案第40号 飯塚市財政調整基金条例及び飯塚市減債基金条例の一部を改正する条例
12. 議案第42号 飯塚市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
13. 議案第44号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
14. 議案第57号 財産の譲渡(上勢田自治公民館建物)
15. 議案第58号 財産の譲渡(鹿毛馬上自治公民館建物)
16. 議案第59号 財産の譲渡(小峠自治公民館建物)
17. 議案第60号 財産の譲渡(六反畑自治公民館建物)
18. 議案第61号 財産の譲渡(石丸自治公民館建物)
19. 議案第62号 財産の譲渡(石丸団地1自治公民館建物)
20. 議案第65号 財産の取得(暮らし・にぎわい再生事業施設建築物の健幸プラザ(仮称)用床)
21. 議案第66号 財産の取得(吉原町1番地区第一種市街地再開発事業施設建築物の保留床)
22. 議案第68号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更
23. 議案第69号 飯塚地区消防組合規約の変更
24. 議案第85号 飯塚市教育長の休暇、勤務時間等に関する条例
25. 議案第86号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)
2. アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流について (総合政策課)
3. 飯塚市人権・同和問題実態調査報告書について (人権同和政策課)
4. 臨時福祉給付金の支給状況について (臨時福祉給付金支給業務室)
5. 手持ち工事の取扱いにおける特例措置(時限措置)の導入について (契約課)
6. 飯塚市内の4年制大学における期日前投票所の設置について (選挙管理委員会事務局)

## ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第10号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。  
執行部の補足説明を求めます。

## ○財政課長

「議案第10号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）」につきましては、別に配布いたしております「補正予算資料」により概要を説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で3億3683万7千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を698億5761万3千円とするもので、表の下に記載しておりますように、今後見込まれます所要額と、債権の一部売却に伴う収支を計上するため補正するものでございます。

次の2ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載しております。その主なものについてご説明いたします。

まず、歳入の国庫支出金につきましては、国の補助対象事業費の前倒しに伴い道路補修事業の補助金を計上いたしております。

財産収入では、債券の一部売却に伴う償還益を計上いたしております。

繰入金につきましては、介護サービス事業特別会計および特別養護老人ホーム運営基金の廃止に伴い、その剰余金を一般会計で受け入れるため、介護サービス事業特別会計繰入金を計上いたしております。

市債につきましては、国の補助対象事業費の前倒しに伴い道路補修事業の財源として追加するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

総務費の財産管理費では、先ほど申し上げました債券の一部売却に伴う償還益等を財政調整基金および減債基金に積み立てるため追加するものでございます。

減債基金につきましては、財源調整のため、1億9860万円を追加いたしております。

民生費、高齢者福祉費では、特別養護老人ホーム筑穂桜の園の廃止に伴い、介護サービス事業特別会計を本年3月31日で廃止いたしますことから、3月分の指定管理委託料を出納整理期間中に一般会計で支払うため補正するものでございます。

農林水産業費、農業施設費では、債券の一部売却に伴う償還益をかんがい施設整備基金に積み立てるため補正するものでございます。

土木費、道路橋りょう維持費の道路補修事業費では、国の補助対象事業費の前倒しに伴い、平成27年度予定の柏の森・上三緒線道路補修工事費を追加するものでございます。

下水道費の浸水対策事業費では、熊添川流域調整池新設事業において、上流域住民との調整に時間を要し工事を中断したために生じた請負業者への損失補償費を計上するものでございます。

3 ページをお願いいたします。繰越明許費の補正につきましては、水道事業会計補助金から穂波B&G海洋センターウォーキングコース改修工事までの10件の事業につきまして、年度内の完了が見込めないため追加するものでございます。

また、住基等基幹業務システム改造委託料につきましても、年度内の完了が見込めないため、変更するものでございます。

債務負担行為では、財産購入費の土地開発公社委託分の上三緒川島4号線道路敷から飯塚駅前広場整備事業用地敷の期間および限度額を変更するものでございます。

鎮西地区児童館建設事業用地購入費以下4件は事業費を変更するものでございます。

6 ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第10号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第84号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第84号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)」につきましては、別に配布いたしております「補正予算資料」、下に一般会計予算(第9号)と記載しておりますが、これより概要を説明させていただきます。それと本日、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策と抜粋の資料をお配りしておりますけれども、これをあわせて見ていただくようお願いいたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で3億9163万4千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を702億4924万7千円とするもので、表の下に記載しておりますように、本年2月に可決成立いたしました国の補正予算(第1号)に伴う関連事業等を実施する経費を計上するものでございます。

なお、本補正予算と平成27年度当初予算とに重複して計上されている事業がございますが、この重複分につきましては、新年度補正予算において調整をさせていただきたいと考えております。なお、先ほど言いましたが、資料を提出させていただいております。これにより説明をいたします。

この別資料の1ページをお願いいたします。国の補正予算におきまして、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」において位置づけられたことを踏まえ、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が創設されました。

次の2ページには、「平成26年度の地方創生関係予算について」の概要が示されています。

3ページをお願いします。ただいま申し上げました交付金につきましては、地方公共団体が実施する地域における消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援策に対し支援されます「地域消費喚起・生活支援型」と、地方公共団体による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対し支援されます「地方創生先行型」、この2つの形がございます。今回はこの交付金を活用いたしまして実施するために補正予算に計上するものでございます。

4ページには交付の考え方の記載がございます。内容の説明は省略させていただきます。

なお、今回活用いたします国の交付金につきましては、平成27年3月末の交付決定に基づいて実施することとなりますことから、申請ベースとなりますのでご了承願いたいと思います。

それでは、概要書に戻っていただきまして、2ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。また、歳出の欄の各事業費の横に米印で、ただいま申し上げました「消費喚起・生活支援型」と「地方創生先行型」を区別して記載いたしております。

まず、歳入の国庫支出金につきましては、今回補正予算として計上いたしております事業の財源として、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を合計で3億4979万9千円を計上いたしております。なお、事業費ベースでは、4億5361万4千円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費の財産管理費では、減債基金積立金を8213万4千円減額し、一般財源の調整をいたしております。

企画費のその他の企画費では、まち・ひと・しごと創生法に基づき本市の総合戦略を策定するもので、策定支援委託料などを計上いたしております。

地域振興費のその他の地域振興費では、買物弱者等の地域課題を解決するため、各地域の実情に即した事業の実践に向けて、地域づくり推進員を市内12カ所に配置する経費を計上いたしております。

人権同和推進費の人権啓発センター・同和会館整備事業費では、今回の地域活性化・地域住民等緊急支援交付金事業ではございませんが、国の補正予算によります県補助事業が採択されますことから、平成27年度計画事業の前倒しとして県補助金4分の3を活用いたしまして、穂波人権啓発センターの改修工事を行う経費を計上いたしております。

民生費、高齢者福祉費のその他の高齢者福祉費では、地域の包括的な支援・サービス体制の構築を推進するための拠点を整備するため、地域包括ケア拠点構築委託料を計上いたしております。

青少年対策費の子育て支援事業費では、18歳未満のいる世帯の中で第3子以上がいる多子世帯に子育ての支援としまして、1万2千円の商品券を交付するための経費を計上いたしております。

衛生費、環境対策費のその他の環境対策費の住宅太陽光発電システム設置費補助金は、当初予算で計上いたしております額と同額を計上いたしておりますが、市民が市内業者により設置した場合に設置費用の一部を補助することといたしております。

農林水産業費、農業振興費のがんばる農業応援事業費は、平成27年度当初予算と同額を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。商工費、商工業振興費の商工業振興事業費では、地域活性化商品券発行に対する補助金で、当初予算では、10%のプレミアム付き2万冊、発行額面2億2千万円を計上いたしておりますが、今回の補正では、額面1万2千円分を1万円で、20%のプレミアム付きを販売いたしまして、5万冊で発行額面総額6億円を予定しております。また、1人当たり購入限度額は、従来分では5万円ですが、今回の交付金事業では10万円を予定いたしております。なお、今回は、実施主体分の負担はなく、県負担分以外は市の負担となりますが、全額交付金を充当することといたしております。

企業立地促進補助金は、平成27年度当初予算と同額を計上いたしております。

ふるさと名物商品販売促進活動支援事業費補助金は、福岡県が行います「ふるさと名物商品事業」の商品に選定された事業者の販売促進活動の費用を負担し、域外消費を喚起し、市内商工業の活性化を図るものでございます。

地域消費喚起事業費補助金は、飯塚市内のフリーペーパーを発行している発行業者が各自実施する食事割引券交付等の食事に特化した消費の喚起事業に対して補助金を交付するものでございます。

産学連携推進費の中小企業ものづくり連携支援事業費補助金は、共有で利用できる試作品開発スペースを確保し、設備の提供および人材育成事業を行う企業等を支援するための経費を補助するものでございます。

観光費、観光振興費の観光客集客推進事業費では、外国人観光客をはじめ新たな観光客獲得のため、旧伊藤伝右衛門邸を核として市内観光に回遊性を持たせるための広告、案内表示板、観光案内機器作成に係る経費を計上するものでございます。

土木費、土木総務費のその他の土木総務費では、従来実施しておりました住宅リフォーム補助金200件、2千万円を、400件、4千万円に拡充いたしております。

次に、繰越明許費の補正ですが、国の補正予算に伴います前倒し事業であり、年度内の完了が見込まれないため、総合戦略策定事業以下14件を追加いたしております。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を

添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕二委員

1点だけ確認させていただきたいんですけども、プレミアム商品券について、先の議会で質問をいたしましたけども、その中で、今回5万冊を発行されるということでございますが、いつごろ発行されるご予定にされているのか、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

発行時期としましては、いま商工会議所、商工会等で検討しているところでございますが、いま予定としましては、7月の中旬頃を一応予定といたしております。これは6カ月間で一応使い切るという形になりますので、年明けの1月中旬ぐらいまで使えるような形で、大体7月中旬頃の発行を予定いたしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

企画費の総合戦略策定事業費で、本市の総合戦略を策定するというところで上がっておりますが、具体的にどのような方向で進むのか、内容がわかれば、若干説明してください。

○総合政策課長

この総合戦略につきましては、基本的に基礎データ、人口ビジョンにかかる基礎データ等々につきまして、委託を行ってまいるものでございます。それから産学官金労ということで、いろんな団体からのアドバイス、検討等を行う必要がありますことから、そういった組織を編成いたします。あわせましてアドバイザーということで、有識者等々からのアドバイスをいただくことで、謝礼金等について計上をさせていただいております。

○兼本委員

飯塚市の、いま現在に発展させるために、どういう問題点があるかというような点はですね、やっぱり改めてそういうものを出しながら、やっていかないと、ただペーパーでずっとやったとしても、何もならないと思うんですよね。だから、ちょっと飛びますけど、観光費の観光客集客事業の中で、案内板の掲示とかそういうものがあっておりますけどね、今度、西鉄が伊藤伝右衛門邸のほうにバスをですね、乗り換えなくても行けるというような形で、この間、新聞報道があっておりましたよね。だから、そういう形で来るとですね、いま問題点としては、その前の福岡県の名物を売rinaさいというような形もあるわけですけど、今あそこに何が足りないかということ、お土産を買う所がないことと、食事する所がないわけですね。これは大きな問題点やろうと思います。だからそういう形のものでね、地方創生ということで、人を呼び込むということにすれば、そういうふうな問題点もね、やっぱりあそこで、例えばどこかの前の家を市が借り上げて、そして家賃はもう安くして、そのプロポーザルみたいな形の中で、お土産屋をするとか、食堂をするとかいう人を呼んでね、そういう形でやると、またリピーター等もまたふえてくるじゃなからうと思うわけですね。今度、NHKのドラマとかそういうものがあって、一時的に観光客がずっとふえましたけどね、今後これがずっと続くかどうかということにはわからんわけですからね。そういう形をすると、特に外国人を呼ぶということになればね、そういう形のもをターゲットにするということになれば、そういう人たち向きにお土産とか食事とかいうようなものもやっていくことによって、あの地域の発展も出てくると思うわけですね。だからそういうものをね、これはもうハード事業でなくて、あれでやるわけですからね、そういう問題点を出しながらね、そして創生というようなものをやっていかないと、ただ飯塚市を全然知らない人が地方創生をやろうたって、わからんわけよね、問題点もわから

んわけやからね。ただペーパーだけでずっとやって、そして紙に書いてこうやりますよという形じゃね、いくらソフト事業といってもね、地方創生にはならないと思いますので、そのところはやっぱりよく今後、伊藤伝右衛門邸を核ということにするならば、西鉄バスも直行でやるというような形で、乗り換えなくても直通やりますよということで、西鉄も応援してくれているわけですから、じゃあ地元の自治体としても、いま問題点は何があるかということ、そういうことが大きな問題点やろうと思うんですよ。だから、そういうお土産とか食事する所をね、民間にきなさいと言ってもなかなか難しいから、やっぱりそういうものにこそ行政がやはり力を貸しながらやっていくというようなスタンスも、大事なことだろうと思いますので、その点をよくやっていただきたいと思います。

それと次に、地域づくり推進員謝礼金ということで、買い物弱者の地域課題を解決するため、各地域の実情に即した事業の実践に向けた推進員を12カ所に配置するということですが、12カ所というのは、どことどことどこか。そして、どういうふうなことをやるのか、もう少し具体的に説明してください。

○まちづくり推進課長

市内12地区と申しますのは、現在まちづくり協議会が設置されておりますこの12地区を指しております。具体的なですね、業務と言いますか、それぞれの地区の方を雇用いたしまして、その地域の実態に応じた買い物、例えば筑穂地区とか穎田地区はなかなか買い物をする場所がないということで、買い物できるような拠点づくりを目指すと、また街なかにおいては、今度は、例えば買い物を行けない人にとって、代わりにお店まで買いに行き配達をするとか、その地域の実情に応じた形ですね、取り組みをしていく意味合いのマネージャーを設置する予定でございます。

○兼本委員

旧の郡部のところについては、買い物の拠点をということは、新しくお店を新設することですか。

○まちづくり推進課長

設置する場所につきましては、まだ確定しておりませんが、場所によっては新たに場所を設置して、そこを拠点にということもあるし、移動販売という方法も考えております。

○兼本委員

店舗を設置するということは事業者がいるわけですからね。だから、だんだん地域ではそういう店舗がなくなってきているわけですよ。それに事業所を設置しろと言っても、これは無理な話やろうと思うんです。だから、いま言われたように移動販売、これはこの間もテレビであっていましたが、スーパーと提携して移動販売をやるとかね、そんなのがあるんですよ、新たな事業ビジネスとしてね。そういうものも、今いろんなところで取り入れてやっているわけです。だから、そういう形のものでね、ただ1人ずつおって、置いてますよと。だから何かあるときは、電話でも何か言ってもらったら対応しますよでは、置く意味がないんですよ。だからどういうふうにするかということやね、置くためにはどういうことをやるかということや、まず事前に決めて置かないと、ただ地区公民館に、例えば1人置いてますよと。だからどうぞ使ってくださいと言っても、一般の市民の方が、何々を買いたいけどどうしたらいいですかというような電話はしないと思うんですよ。だから、やはり置く以上は、どういうふうにするかということや、きちっと決めておかないといかんと思うんですけどね。だからその地域で、例えば買い物に行けない人、代わりに買い物してあげますよという方、じゃあ、その人たちがどのくらいおるかということやね、それを把握しないといかんでしょう。だから置くのは簡単やけどね、実際に運用するということは非常に困難だと思うんですけどね。もう少しそのところは、どういうふうな取り組みでやるかということについて、これは新しい事業ですからね、非常に良いことだと思うんですよ。地元のそういうふうな買い物弱者にとってはね。それと店舗のな

いところにとっては非常にありがたい事業だと思うんですけど、ただ1人置いたからというだけでは、だめだと思うんですね。だから、具体的にもう少しどういうふうにやりたいかというのを、あなた方担当でやるんだったら、ちょっと意気込みを示してください。

○まちづくり推進課長

いま質問委員言われますとおり、まだ細かいところまでの詰めはできておりません。例えば、どれぐらいの需要があるかというのはまだ決まっておりません。これにつきましては、地域の民生委員さんとか福祉委員さんを通じて、どれぐらいターゲットがあるか、こういうことについてはですね、予算が通りましたら、それについては年度当初から早急に調査をしていって取り組んでいくようにするつもりでおります。

○兼本委員

地区によっては1人じゃ足りないところもあると思うんですね。だから、地域地域によって、例えばここは2人置かなければならないというところもあると思うんですね。限られた予算ですから、しかし、国も地方創生で新しい予算を付けてやっているわけで、これにのっとってやるわけですからね。だからそういうふうな実情をやはりまず把握して、そしてこの方たちが謝礼金ということで、大きな金額ではないと思うんですけど、いくらかの謝礼をしながら、半分ボランティアみたいな形でやってくださいということになるんだらうと思いますけど、だけど、そういうものをするんだったら、例えば買い物であれば、筑穂支所に小さいカフェをつくってやっていますよね。ああいうところに品物を置くとかいうのはできると思うんですね。だけど普通の公民館に品物を置くということは、なかなか難しいわけですからね。だからそういうふうなものもありますからね、やっぱり簡単に置きますから、どうぞ利用してくださいと言っても、ただ予算を付けただけになると思いますので、大変なことだらうと思いますので、しっかり頑張ってください。これが活用できれば、市民はものすごく喜びますよ。だから大きな目玉だと思いますのでね、しっかりやってください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第84号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:29

再 開 10:30

委員会を再開いたします。

「議案第31号 飯塚市市民自治基本条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総合政策課長

「議案第31号 飯塚市市民自治基本条例」につきまして補足説明をいたします。議案書の1ページから8ページをお願いいたします。また、別冊でお配りしております「飯塚市市民自治基本条例(案) 解説」、ホッチキス止めでお配りをしておりますが、こちらのほうもあわせてお願いいたします。なお、本日、この条例案全体の構成イメージといたしまして、色刷りの

A4横、1枚を別途配布させていただいておりますので、こちらのほうもご参照方よろしくお願いたします。A4カラー刷りの横の表でございます。

それでは、この色刷りのA4横のイメージ図のほうをお願いいたします。左上の黒枠のほうに「全体の構成」といたしまして、本条例案の前文から第32条までの条文を、4つの項目に分類し、色分けにより、条文の構成を記載しておりますので、ご参照方よろしくお願いたします。

まず、1番上の基本的事項といたしまして、前文及び第1条からは第5条までを黒色でお示しをさせていただいております。次に、市民参画の推進といたしまして、第6条から第14条までを緑色で表示させていただいております。次に、議会、行政の役割と責務等に関しまして、第15条から第19条までを赤い色でお示ししております。最後に市政運営の基本ということで、第20条から第32条までを青色で、図の下ほどに黒枠で表示をさせていただいております。

それでは、本条例案の策定の目的、経過につきまして、若干ご説明をさせていただきます。飯塚市市民自治基本条例につきましては、ただいまのイメージ図にもございますとおり、本市の自治や協働のまちづくりを推進するため、市民の権利と責務、議会・行政の役割と責務を明らかにする、基本的ルールを定めようとするものでございまして、平成25年12月19日に「飯塚市自治基本条例策定委員会」からの答申を受けまして、その後、答申案に対します市民意見の公募、また市議会の皆様のご意見をいただき、それらを勘案いたしまして、事務局にて条文案を作成し、市内12地区での説明会の開催、あるいは市民向け出前講座、関係団体等との勉強会、研修会などを実施してまいったところでございます。このような中で、皆様からいただきましたご意見、ご質問、ご指摘を受けまして、策定委員会の答申内容、あるいはその趣旨を踏まえつつ、このたびこの条例案を作成いたしましたので、ご審議方よろしくお願いたします。

それでは、条例案の主な内容につきまして、ご説明をさせていただきますが、詳細につきましては、先ほど申し上げました別冊の資料のほうに各条文の下に解説ということで説明をさせていただいておりますので、詳細につきましては、省略させていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

それでは、この解説とA4横のイメージ図のほうをご覧いただきたいと思います。この条例案の主なポイントといたしましては、5点ございます。

1点目といたしまして、自治のまちづくりに関する「最高規範」であることを規定しております。市民の権利と責務、議会・市長等の役割と責務を明らかにしまして、自主自立のまちづくりに取り組むための基本的ルールとしての性格を有するものといたしまして、まず前文において最高規範である旨を記載し、また第5条（この条例の位置づけ）において、「他の条例や規則などの制定改廃においては、本条例との整合性を確保すること」、また、最後の第32条におきまして、（条例の見直し）ということで、「本条例の施行状況を勘案して、検討の上、必要な措置を講じること」などによりまして、最高規範と位置づけているところでございます。この内容につきましては、お手元に配布させていただいております別冊資料の2ページ、3ページに、前文に関して記載をいたしまして、第5条の位置づけにつきましては、8ページの上段に記載をさせていただいております。32条につきましては、最終ページにその内容について記載をしておりますので、ご参照方よろしくお願いたします。

次に、第2点目でございます。第2点目のポイントといたしましては、「情報の共有」でございまして、市民参画のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を市民、議会、行政が共有することが重要であるということから、第4条（基本原則）、第6条（市民の権利）、第13条（情報の共有）、あるいは第14条（情報公開）などの条文において規定をいたしております。別冊の資料におきましては、7ページに第4条（基本原則）というのを掲げており、8ページに第6条（市民の権利）、続きまして13条（情報共有）、14条の（情報

公開)は16ページのほうに記載をさせていただいております。

次に、第3点目でございます。3点目は「協働」でございます。自治の主体である市民、議会、行政が、お互いを理解し尊重することで、それぞれが相互に補い合い、協力して、まちづくりを行うことを基本原則といたしております。別冊資料につきましては、先ほどと同じく7ページの第4条(基本原則)に規定いたしております。

第4点目でございます。4点目は、「市民参画」であり、「市民主役のまちづくり」を推進するために、市民参画の機会を整備し、市民意識の高揚を図ることが重要でございます。別冊の資料では、8ページ、それから9ページに記載しております第6条(市民の権利)、第7条(市民の責務)に規定をいたしておりますとおり、市民は全て個人として等しく人権が尊重され、それぞれの立場が尊重された上で、市政に参加すること、また、事業者においても地域社会の一員として、地域社会の維持及び発展に寄与するよう規定をいたしておるところでございます。その他市民参画に関する関係条文といたしましては、別冊の13ページ第10条に(市民参加)がございます。14ページの第11条には(男女共同参画)、そして15ページには第12条(住民投票)ということで、本市におきましては事案ごとに投票の実施の有無を含め、投票資格、あるいは条件、成立要件など、別に条例を定めて住民投票を行うという「個別型」という形で規定をしておるところでございます。

最後に、第5点目でございます。第5点目は、「まちづくり協議会」でございます。別冊資料の12ページのほうをよろしくお願いたします。12ページ、第9条におきまして規定しておりますとおり、協働のまちづくりを推進していくため、市内12地区に設立されました「まちづくり協議会」、協働のまちづくりを推進する地域の中核的なコミュニティとにして、市長等との対等なパートナーという形で位置づけられておまして、協議会の自律性、主体性を尊重し、その活動に応じた支援を行うことといたしておるところでございます。

以上、5つのポイントによりまして、「飯塚市市民自治基本条例案」を作成いたしておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

最後に、議案書のほうを願いたします。施行日関係でございます。議案書の7ページでございます。こちら附則におきまして、施行日を平成27年4月1日といたしまして、附則第2項において「飯塚市附属機関の設置に関する条例」の一部を改正いたしまして、市長の部において、「飯塚市自治基本条例策定委員会」を廃止するものといたしておるところでございます。議案書の8ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、ご参照方よろしくお願いたします。

以上、簡単ではございますけれども、「議案第30条 飯塚市市民自治基本条例」につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

何回か勉強会には出席しましたが、なかなかどれをどういうふうにするのかということが、そのときそのときの思いつきでしかできませんので、誠に申しわけありませんけど、市民の責務の中で、市民は市が提供するサービスを受けるには応分の負担を伴う責務を有するというふうなものがあるわけですね。いま問題になっています自治会の加入、これはこの中には、地方税、使用料、手数料等々というふうなことになってますけど、この自治会の加入というのがこの中に含まれるのかどうか。というのは、いま自治会の加入率が少なくなって、例えば市報を配布するにしても自治会長さんたちが非常に困っている。かといって、自治会に入っていないから市報を配布しませんよというわけにはいかないから、市報をある程度あちこちに置いてますけどね。それから細かいことを言えば、街灯の負担とかね、特に子ども会なんかは、自治会に入っていない子どもが子ども会行事に来て、あなたのところは子ども会にも入っていないからだ

めとかいうような、そのというような形の中で、いろんな問題が生じているということを知りたくて聞いてますよね。いつもこの自治会の加入率をどうしたらいいかということを知りたくて聞いてますが、強制力がありませんから住民票の異動届けに来たときに自治会に入ってくださいよというような指導、指導と言いますか、要請はしていますということは、いつも一般質問等々で答えは聞いているわけですけどね。だけど、この自治会についてはどういうふうにお考えか、ちょっと示してください。

#### ○総合政策課長

この自治基本条例におきましては、基本的なルールとして今回規定をさせていただいております。したがって、今ご質問のございました具体的な手法、政策については、まさに今ご指摘ございますが、今後、詰めていかなくてはならない事項だとは認識しております。この点につきましては、自治基本条例は、現在、提案させていただいている分については、基本理念条例ということで位置づけているところでございますので、それについては、今後とも関係各課の中で整理をさせていただきたいと思っております。

#### ○兼本委員

協働のまちづくりということで、いろんな行政、それから議会にも責務が与えられています。市民にとってもこれは自治会の加入というのが強制的ではないにしても、そこに進んでいるわけですから、その地域のコミュニティをつくるということでは、自治会の加入というのは大きな要因なんです。うちのほうでもですね、実は何日か前に、何件か先の方が、お一人でお住まいの方が倒れられて、民生委員さんが新聞がたまっていたからということで、親戚の方に連絡して開けて中に入ったら、倒れて3日目やったということで、もう亡くなってましたけど。その方は自治会に当然入っておりましたけど、だから我々もずっとこう見てたわけですけど、そういうふうな事例もあるわけなんです。見守りとか、いろんな意味で言うなら、この責務としては、行政としての責務を、何かあったら、行政に、おまえのところがちゃんとせんかと、こう言われますけど、市民の責務というのも大事なものですから。だから基本的な理念といっても、私は自治会の加入というのも基本的な理念ではなかろうかというふうに思うわけですよ。だから、そういうふうなものもよく検討していただきたい。本当は1条、1条やるとかなり時間もかかるし、私はいま言われるように最高法規というものを、総務委員会だけで審議していいものかどうかというような疑念を持っているわけなんです。特別委員会か何かをつくって、そしてやるべきじゃなかろうかと。最高法規をつくるのに1委員会だけで審議せいというものもなかなか荷が重いなというような感じもするわけですけど。そのところは、また後ほどちょっと言わせていただきますけど、今のところは見ながら、今の飯塚市の問題点、先ほど言った地方創生もそうでしょうけど、問題点としては、自治会の加入率をいかに上げるかということが、大きな課題ではなかろうかと思っておりますので、質問させていただきましたけど、ぜひ他の自治体はそういうところまで、小さなことまで踏み込んだところはないと思っております。しかしこれは新しく市の最高法規をつくるわけですから、飯塚市独自の考え方でつくってもいいと思うんですよ。だから市民の方たちが自治会に、これによって強制的に入らなければいかんということになると、飯塚市に転入する方たちが少なくなって困るし、なかなか一長一短あると思っておりますけど、ぜひそのところはよく検討してやっていただきたいということをお願いしておきます。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○城丸委員

まちづくり協議会について、ちょっとお尋ねしますが、現在12地区でも既にまちづくり協議会が立ち上がって活動をしているところもあり、しようとしているところもあると思うんですよ。いまここで、基本条例の中で議案として出して決める意義というか、既にやっている

ものを決める意義というのが、どこにあるのかよくわからないので、お尋ねをします。

#### ○総合政策課長

まちづくり協議会の規定につきましては、先ほどもございましたとおり、9条において規定をさせていただいております。この協議会の規定につきましては、先の策定委員会の答申の中にも、飯塚市の特徴として、ぜひこの規定については規定をすべきであるというお話もございました。そういった中で、まさに飯塚市の1つの特徴といたしまして、いま動き出しているまちづくり協議会、この部分を今後の地域活動、市民主体のまちづくりの1つの中心的活動団体として、活動拠点としていく必要があるということで、あえてこの条例の中で規定をさせていただいたということでございまして、今まさに動き出しているところだというふうに認識をしております。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○兼本委員

この議案の取り扱いについて、委員長にちょっとお願いしたいわけですが。実は今回、議会の改選がございまして、いま現在の議員が7名、現在ではやめるというような形になっております。7名ということは28名のうちの4分の1がやめるわけですね。4分の1やめる議員さんがかかわった中で、この市の最高法規である、規範であるこのまちづくり自治基本条例を、今議会で上げるのかどうか、そして先ほど言いましたように最高法規であるならば、私は数多くの議員さんからの質疑を、もう1度しながら決めるべきではなかろうかというふうに思っております。いろいろ市民の方のご意見もずっと聞いたし、いろんな出前講座とか、いろいろやられて、行政のやられたことについては、非常に努力されたことについてはわかっておりますけど、今議会でこれを上げることについては、いま申しましたように、私は総務委員会だけで審議するのはいかなものかというような気持ちもありますし、そして議員も7名、4分の1の議員がやめるわけですから、やめる議員が今後将来に向かってのまちづくり自治基本条例を採決するのはいかなものかと思っておりますので、できますれば、これを継続審査にさせていただいて、次の改選後の議会で行政のほうからもう1度再提案してさせていただいて、そして、その審議の場所はどういうふうに審議するのか、例えば総務委員会だけでやるのか、特別委員会をつくってやるのかということも、あわせてご審議していただきたいというふうに私は思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

#### ○道祖委員

いま継続という発言が出ておりますけれど、1点確認いたしますけれど、この自治基本条例については、確か8年前、議会のほうでですね、改選があって、それから勉強会が行われ、そして今日こういう提案の経緯になったというふうに理解しております。議会は議会として8年間勉強を重ねてきていたというふうに私は思っております。そこでお尋ねいたしますけれど、まず市民に対する説明会をどのようにされたか、1点。それと議会に対しても案を持って十分に私は説明を受け、そして議員として意見を述べさせていただいたというふうに記憶しております。本日は総務委員会でこのことを審議しておりますけれど、議会の意見等については、全員の議員に対して説明会が行われ、そして、そこでいろいろな意見を集約されて、本案が整理されて、本案が提出されておるというふうに理解しておりますが、その辺は違っているのかどうか、確認させてください。

#### ○総合政策課長

まず市民の皆様への説明、協議ということでございますけれども、これにつきましては、もうご承知のとおり12地区公民館におきまして説明会を実施させていただきました。このときの参加者が518名の参加をいただきました。その後、いろいろな研修会、勉強会等も開催をさせていただきまして、先ほどございました出前講座等々、あるいは地区自治会への説明、あ

るいは民生委員・児童委員協議会理事会等に赴きまして説明等もさせていただきました。このような形で、都合、地区12回の説明を含めまして、約26回ほど説明会をさせていただき、延べ人数にはなりませんけれども、約千人の方に対しての説明等を実施させていただいたところでございます。それから議会の皆様との意見交換、協議ということもございますけれども、先ほど申しあげました策定委員会からの答申を受けまして、これが25年12月19日にいただいたわけですが、そのあと市民意見を受けたのちに昨年度、平成26年3月28日より、質問議員も言われましたとおり3回の議員の皆様との勉強会をさせていただいたところでございます。

#### ○道祖委員

ということは、市民の皆様に対しても十分説明会を行い、ご意見をいただいていると。そして議会に対しても説明会を行い、そして成案ができて事前に議員に配付して、今日に至っていると。行政としては踏む手続きは、きちっと手続きは踏んでおることになるのではないかと思います。先ほど今回の4月に行われる統一地方選挙で7人の議員がやめられるということもございますけれど、であるならば、今日まできちっと議論してきた議員が、意見を述べた者が、この委員会で可否を問われるのは、これは当然のことではないかというふうに私は思います。なおかつ、これが今日ここで審議を先送りするようなことになれば、私どもは4月23日までしか任期がありません。結果として、これは廃案になります。新規にまた提案されるかもわかりませんが、されるでしょう、そのときは。しかし、そこでまたですね、新しい議員さんたちが出てきて、そしてまた一からやるということは、一から協議することはこれはこれで必要かもわかりませんが、ただ思うに、今日まで市民に説明してきたことを、また議会に対して説明してきたことを、また一からやるようなことが、果たして正しいのかどうかというのは、私はちょっと疑念を持つわけでありまして。あくまでも私どもは、この会期4年間で、先ほど説明があったように議会に対しては、この自治基本条例については3回の勉強会を行い、きちんとした意見を述べさせていただいて、この案が出てきたと思っておりますので、委員長、できるならば私はこの委員会において、きちっと可否を問うべきだというふうに考えておるということをお述べさせていただきます。

#### ○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:58

再 開 11:25

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

#### ○兼本委員

私は、先ほど申しあげました新しく議員が改選で7名変わることということで、それと現議員の中にもですね、実はこの条例について、意見を、質疑をしたいという方がかなりおられたわけですが、議案として出るわけですから、一般質問等々もできませんもんですから、その人たちの意見もですね、ぜひ継続審査にさせていただいて、次の提案のときには、特別委員会か何かをつくっていただいて、自分たちも入った中で、意見を申したいというような方も、うちの友好会派の中におりますのでね、そういうふうなものを踏まえて、ぜひ継続審査として、新しい議会で再提案していただいでですね、そしてより多くの議員さん、そしてまたより多くの市民の方々にもご理解をいただいで、最高法規である自治基本条例を制定していただきたいと、これをつくることについては、何ら反対するものではありません。ぜひつくらないかんやろうというふうには思っておりますけど、そういうふうな理由でですね、ぜひ新しい議会で、次の議会で再提案していただいで、より慎重な審議をしていただきたいということをお願いして、継続審査としていただきたいということで、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

## ○道祖委員

私は、先ほども意見を述べましたけれど、この自治基本条例については、自主的に議会が8年前から勉強し、そして議員提出議案として提出すべきかどうかということ、市民に公開の中でお聞きいたしました。これについては、アンケートの中で市民主導、行政主導で提案していただきたい。そういうことがアンケートの中でありましたので、これは行政に市民の意見を聞きながら、十分聞きながら、議会の意見を聞きながら案文をつくって提案するように言ってきたわけでありまして。そして、この会期4年間の中で整理がされて、本日の提案というふうになっております。であるならば、私はこの会期の議員として、責任持って、この条例については賛否を問われるべきだというふうに思っております。自治基本条例の説明会の資料等には、いろいろきちっと示されております。なぜ必要かというのは、地方分権の推進により、地方公共団体が自主的かつ総合的に団体自治を担い、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことが必要であると、こういうことを説明しながらですね、執行部は、行政はこの案を提出されておると思っておりますので、私はそのとおりだと思っております。これがですね、人間がつくるものですから、十分ではない部分もあるかと思っております。しかし、自治基本条例の本旨だけはつかまえていて、そしていろいろ運用していく中で、そぐわない分については、条例改正ということもできるわけでありまして、私は今日までの行政の努力、住民のご意見等を考えると、これは継続というよりも、ここである程度の判断をすべきだと、きちっとした判断をすべきだというふうに思うという意見を述べさせていただきます。

## ○委員長

お諮りいたします。本案につきましては、継続審査にしたいと思っております。これに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は継続審査といたします。

「議案第32号 飯塚市総合計画策定条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○総合政策課長

「議案第32号 飯塚市総合計画策定条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の9ページをお願いいたします。本条例制定の経緯といたしましては、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に基づきまして、平成23年5月2日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」によって、それまで議会の議決を経て、市町村の「基本構想」を定めるとしていた規定が削除されまして、策定義務が廃止となったものでございます。

しかしながら、「総合計画」は、本市の目指すべきまちづくりの「最上位計画」でありまして、従前より、地方自治の本旨に基づき策定される、総合的、計画的かつ体系的な指針であるというその重要性から、市民の代表としての議会の議決をいただき、市全体の総意のもとに、まちづくりの指針として策定すべきであると考えますことから、策定の趣旨や定義、そして基本構想に関する審議会への諮問及び議会の議決などを明らかにするため、本条例を提案したものであります。

それでは、条例案について若干ご説明させていただきます。議案書の9ページの第1条で、条例の「趣旨」を規定いたしまして、第2条「定義」におきまして、「総合計画」の性格と、「総合計画」を構成する「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」、それぞれについて定義しておりまして、これにつきましては第1次総合計画と特段の変更点はございません。第3条におきまして「総合計画」を策定する旨を規定し、次に9ページから10ページの第4条でございますが、こちらでは手続きといたしまして、基本構想の策定及び変更の際にしましての、あらかじめ附属機関でございます「飯塚市総合計画審議会」に諮問することを定め、先ほどご説明いたしました議会の議決については、10ページの第5条にて規定をいたしておるところで

ございます。第6条におきまして、市政運営の総合的な「最上位計画」としての位置付けから、個別の行政分野における「基本計画」の策定、変更に際しては、当然のことながら総合計画との整合性を図るといったことを規定いたしております。

次に、施行日につきましては、附則において、平成27年4月1日といたしております。

なお、第1次、現在の総合計画は、平成19年に策定し、その期間を平成28年度までとしておりますことから、平成27年度から平成28年度の2カ年で「第2次飯塚市総合計画」を策定することといたしておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第32号につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第32号 飯塚市総合計画策定条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第33号 飯塚市名誉市民条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総務課長

「議案第33号 飯塚市名誉市民条例」について補足説明させていただきます。

議案書の11ページをお願いいたします。本議案は、本市の市民又は本市に特に関係が深い者で、本市の発展、公共の福祉の増進、産業、文化等の発展向上又は市政に貢献し、その功績が顕著で、市民が深く尊敬し感謝するに値すると認められる者に対し、飯塚市名誉市民の称号を贈り、顕彰するため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

本条例の内容につきましては、第1条において、先ほど述べましたことにつきまして、目的として定めております。第2条では、称号授与の決定方法につきまして、本市表彰条例に基づく審査会の意見を聞き、市長が市議会の同意を得て決定するということを定めております。第3条では、名誉市民に対して「証書」、「名誉市民章」等を贈り顕彰することについて規定しております。第4条では、名誉市民に対する待遇、特典について、市の儀式に招待することができる等の規定をしております。第5条につきましては、称号の取消し等について定めております。第6条は、規則への委任を定めております。

本条例の施行によりまして、対象となる方へ名誉市民の称号を贈り、顕彰することで、本市のイメージアップとなり、更なる市政の発展、貢献へと繋がるものと考えております。なお、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが、「議案第33号 飯塚市名誉市民条例」について補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

名誉市民条例をつくるのは、大いに良いと思いますけど、これはどなたか推薦をされるわけですか、それとも、どういう方を名誉市民というふうにピックアップするのかね、推薦、例えば国の褒賞をもらったりした人たちが対象になるのか。ほかのところでは、例えば大きなスポーツのあれをもらったとか、何とかいうような人はやっていますけどね。例えば、飯塚市で

名誉市民を選定しようとした場合には、その推薦とか、それからどういう方法でピックアップするのか、その点はどのようにお考えですか。

○総務課長

推薦等については、各いろいろな市民の方からの推薦等も、団体等からもあるかと思いますが、その基準として、一応考えられます基準といたしましては、ノーベル賞や文化勲章など、特にすぐれた業績等に対して、そういう賞を送られた方とか、オリンピック、パラリンピック等で、世界的に有名な大会で金メダルを受賞された方などが考えられるのではないかというふうに考えております。いずれにしましても、本市の知名度アップに貢献されるとか、真に市民の方が深く尊敬するに値すると思われる方に対して送られるものだというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第33号 飯塚市名誉市民条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第34号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総務課長

「議案第34号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例」について補足説明をさせていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、行政手続法の一部改正に伴い、許認可権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め、処分等の求めの規定を整備するため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、議案書16ページから掲載しております新旧対照表で説明させていただきます。右側が現行で、左側が改正案でございます。

今回の主な改正点は3点ございます。1点目は、「行政指導における許認可権限の根拠の明示」についてでございます。18ページの第33条をご覧ください。現行制度では、行政指導に携わる者は、相手方に対して、行政指導の趣旨・内容や責任者を明確に示さなければならず、口頭の行政指導の場合であっても、相手方から求められたときは、特別の支障がない限り、書面交付をしなければならないとされています。これらに加えまして、今回の改正で「行政指導における許認可権限の根拠の明示」の義務化を行うこととなり、行政指導に携わる者が、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示して行政指導をする場合には、その権限の根拠となる法令の条項、そこに規定される要件及びその権限の行使が要件に適合する理由を示さなければならないことを追加するものでございます。

2点目は、「行政指導の中止等の求め」の手続きの新設についてでございます。19ページの第34条の2をご覧ください。法令違反の事実の是正を求める行政指導を受けた者は、その行政指導が根拠となる法律又は条例に規定する要件に適合しないと思う場合に、行政指導をした市の機関に対して申出書を提出して、中止等を求めることができるとする規定を新設するものでございます。この申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、要件に適合しないと認めるときは、中止等の措置を行います。

3点目は、「処分等の求め」の手続きの新設についてでございます。同じページの第34条の3をご覧ください。何人も、法令違反の事実を発見した場合に、処分や行政指導の権限がある市の機関に対して申出書を提出して、是正のための処分や行政指導を求めることができるとする規定を新設するものでございます。この申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、是正のための処分や行政指導を行います。以上が今回の主な改正点でございます。

その他といたしまして、常用漢字表の改定に伴う漢字の使い方の整理、今回の改正により引用条項の整備が必要となる他の条例の一部改正を行っております。なお、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第34号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第35号 飯塚市職員定数条例等の一部を改正する等の条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○人事課長

議案第35号につきまして補足説明をいたします。議案書の21ページをお願いいたします。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の組織が変更されることに伴いまして、飯塚市職員定数条例他5本の条例の一部改正と1本の条例の廃止を行うものでございます。

最初に教育委員会の組織変更の主な内容につきまして若干説明させていただきますと、これまで教育委員会は教育委員5名で組織され、教育委員長と教育長を選出しておりましたが、新制度では委員長と教育長を一本化した新教育長と4人の委員で組織されます。新制度における教育長は、市長が議会の同意を得て任命し、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなります。また、教育長の身分は一般職から特別職となるものであります。なお、今回の改正におきましては、教育長が教育委員会の委員としての任期中に限り旧法の規定が適用される旨の経過措置が設けられているところでございます。

それでは、今回の条例改正の具体的な内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。23ページをお願いいたします。

まず、「飯塚市職員定数条例」につきましては、第1条におきまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項変更に伴い「第21条」を「第19条」に改め、一般職に属する職員の括弧書きの部分の「教育長」の記載を削除するものであります。

次に、「飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」につきましては、第2条におきまして、ただし書き以降を削除し、別表中、教育委員会委員長の項を削除するものであります。

次に、「飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」につきましては、第1条で「市長及び副市長」を「市長、副市長及び教育長」に改め、第3条第2号の次に、教育長の月

額給料を追加するものであります。

ここで、22ページに戻っていただきまして、中段の第6条をご覧くださいと思いますが、ここにおきまして、「飯塚市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を廃止いたしておりますが、これにつきましては、教育長の給与はただいま説明しましたように「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」に謳いこみまして、勤務時間その他の勤務条件については、別途新規条例を制定することとしておりますことから、今回廃止するものでございます。

再び23ページをお願いいたします。一番下の「飯塚市職員等の地域手当の支給の特例に関する条例」につきましては、次のページでございますが、ただいま説明いたしました「飯塚市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の廃止に伴い削除するものでございます。

次に、「飯塚市教育事務の職務権限の特例に関する条例」につきましては、法律の条項変更による改正を行うものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を平成27年4月1日からとすること、また経過措置といたしまして、法律の規定に基づきまして「旧教育長が在職する場合は、その在職期間に限り、改正前又は廃止前のそれぞれの条例の規定は、なおその効力を有する」旨を定めているものでございます。

以上、簡単でございますが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第35号 飯塚市職員定数条例等の一部を改正する等の条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第36号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

議案第36号につきまして補足説明をいたします。議案書の25ページをお願いいたします。

本案につきましては、行財政改革に基づく組織の再編に伴いまして、事務分掌を改めるものでございます。

26ページをお願いいたします。新旧対照表によりご説明いたします。第1条におきまして、公営競技事業部を削除し、経済部の所管事務として第4号に「小型自動車競走事業に関すること」を追加するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第36号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第37号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

議案第37号につきまして補足説明をいたします。議案書の27ページをお願いいたします。

本案につきましては、第二次行財政改革を実施する中、本市の経費縮減を図るため、現在実施しております、市長、副市長、上下水道事業管理者及び教育長の給与減額の期限を1年間延長し、平成28年3月31日までとし、あわせて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条文の整理を行うものであります。なお、給料の減額率につきましては、現行同様に市長10%、副市長、上下水道事業管理者及び教育長は5%で変更はございません。

28ページをお願いいたします。先ほどご説明いたしましたとおり、「飯塚市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の廃止に伴い、この条例項目を削除するものでございます。

次に附則におきまして、期限を1年間延長するとともに、旧教育長に関する経過措置の規定もあわせて定めているところでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第37号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第38号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第38号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。議案書の29ページをお願いいたします。

本案につきましては、飯塚市特別養護老人ホーム筑穂桜の園を平成27年3月31日をもって廃止するため、飯塚市特別養護老人ホーム条例の廃止に伴い、特別会計の設置の必要性がなくなることから、介護サービス事業特別会計を廃止するため本案を提出するものでございます。

議案書29ページに条例の改め文を、30ページに新旧対照表を掲げております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第38号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第40号 飯塚市財政調整基金条例及び飯塚市減債基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第40号 飯塚市財政調整基金条例及び飯塚市減債基金条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。議案書の33ページをお願いいたします。

本案につきましては、地方財政法第7条第1項の規定により、財政調整基金及び減債基金に積み立てる額が合計して剰余金の2分の1以上となるよう関係規定を整備するために本案を提出するものでございます。

本市では、中心市街地活性化、浸水対策、学校施設整備などの主要事業を、合併特例法の適用期間内、平成32年度までにおいて行うこととしており、財源の一部として合併特例債を活用いたしております。

合併特例債は充当率が対象事業費の95%、交付税措置率は70%となっており、残りの30%は償還時における市の負担となりますことから、将来の償還に備え減債基金の積み立てを行う必要がございます。

そのようなことから、現在、財政調整基金と減債基金を合計して2分の1以上を積み立てることとすることにより、財政調整基金のみならず、減債基金にも積み立てることができるようにするものでございます。

34ページの新旧対照表をお願いします。財政調整基金条例の旧の第2条第2項で、地方財政法第7条第1項の規定による歳入歳出の決算剰余金の2分の1以上の額を積み立てるとしてありますが、これを新のほうでは、基金として積み立てる額を減債基金との合計額の2分の1以上とすることとしております。

また、減債基金条例の新のほうに、決算剰余金のうち、財政調整基金との合計額の2分の1以上を積み立てることとしております。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第40号 飯塚市財政調整基金条例及び飯塚市減債基金条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第42号 飯塚市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

議案第42号につきまして補足説明をいたします。議案書の36ページをお願いいたします。本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の職務に専念する義務の免除規定を条例で定めるため提出するものでございます。

今回の教育委員会制度の改革におきましては、先ほども少し説明させていただきましたが、教育長が一般職から特別職になりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条におきまして、「教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」という規定が追加されております。従いまして、職務専念義務の免除を行うためには条例を設ける必要があることから、今回これを制定しようとするものであります。

今回の条例の具体的な内容につきましては、同ページの中段以降でございますけれども、第1条で条例の趣旨を謳っております。次の第2条におきまして、「教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会又はその委任を受けた者の承認を得て、職務に専念する義務を免除される」といたしまして、第1号で「研修を受けるとき」、第2号で「厚生に関する計画の実施に参加するとき」、第3号で「このほか教育委員会が定めるとき」と定めております。なお、この職務専念の免除の規定につきましては、一般職のそれと同様でございます。変わるものではございません。

最後に、附則でございますが、施行期日を平成27年4月1日からとすること及び旧教育長が在職する場合の経過措置について定めているものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第42号 飯塚市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第44号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人権同和政策課長

「議案第44号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の40ページをお願いいたします。

飯塚市集会所及び生活館条例中の川島地蔵町・二本松集会所につきましては、都市計画道路鯉田中線道路改良工事に伴う移転建築のため、平成26年9月末から建替工事を進めてまいりましたが、平成27年2月末に工事が完了いたしました。それに伴い、別表の施設の位置を「飯塚市川島483番地1」から「飯塚市川島473番地1」に改正するものです。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第44号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第57号 財産の譲渡(上勢田自治公民館建物)」から「議案第62号 財産の譲渡(石丸団地1自治公民館建物)」までの6件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○管財課長

議案書112ページ、議案第57号から、127ページ、議案第62号までの「財産の譲渡」についてご説明申し上げます。議案書に譲渡する財産、譲渡の相手方、位置図、建物図を記載しております。

先の12月議会において、颯田地域の15の自治公民館建物を地元地縁団体へ無償譲渡することについて議決をいただいておりますが、今回のこの6案件につきましても同様に、地縁団体設立が完了した6団体に対し、自治公民館建物を地元地縁団体へ無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

譲渡する理由でございますが、颯田地区自治公民館につきましては、合併未調整事項となっており、「飯塚市公共施設等のあり方に関する実施計画」において、「颯田地区の24自治公民館は、旧颯田町が直接設置したものであるが、他の地区との整合性を図る観点から、順次関係自治会へ建物を無償譲渡する」としております。

また、颯田地区以外の自治公民館建物は、市からの建設補助はあるものの、地元住民の寄付等により各自治会において建設された地元の財産ですが、颯田地区の自治公民館は旧颯田町が建設し、合併後も市の財産のままで使用されております。これらの公民館建物を地元地縁団体へ譲渡し、地元の財産とすることにより、自治公民館の利用から管理まで全て地元で行っている他地区の自治公民館と同様なものとなり、市内における自治公民館の運営が平準化されることとなります。

なお、残り3団体につきましても、現在、地縁団体設立に向けた事務を進めておりますので、設立が完了した後に「財産の譲渡」についての議案を上程いたします。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第57号 財産の譲渡(上勢田自治公民館建物)」から「議案第62号 財産の譲渡(石丸団地1自治公民館建物)」までの6件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案6件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第65号 財産の取得（暮らし・にぎわい再生事業施設建築物の健幸プラザ（仮称）用床）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○中心市街地活性化推進課長

「議案第65号 財産の取得（暮らし・にぎわい再生事業施設建築物の健幸プラザ（仮称）用床）」について補足説明いたします。

議案書の136ページをお願いいたします。ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業におきまして整備される施設建築物のうち、健康増進、市民交流の拠点施設としての飯塚市健幸プラザ、仮称でございますが、に充てる建物として取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出するものでございます。

取得する財産の所在地番につきましては、飯塚市本町1254番1他2筆、鉄筋コンクリート造り4階建て、延床面積2545.29平米のうち1階の一部626.71平米を、株式会社まちづくり飯塚から取得するもので、取得金額は1億1941万2000円でございます。

なお、今回の取得財産につきましては、区分建物ということで、敷地権が付随しております。今回の議案提出にあたっては、議決していただく建物の金額だけを表記しておりますが、全体価格としましては、建物部分1億1941万2000円と敷地権部分2211万1000円の合計金額1億4152万3000円となっております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第65号 財産の取得（暮らし・にぎわい再生事業施設建築物の健幸プラザ（仮称）用床）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第66号 財産の取得（吉原町1番地区第一種市街地再開発事業施設建築物の保留床）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○中心市街地活性化推進課長

「議案第66号 財産の取得（吉原町1番地区第一種市街地再開発事業施設建築物の保留床）」について補足説明いたします。

議案書の141ページをお願いいたします。吉原町1番地区第一種市街地再開発事業で整備される施設建築物のうち、飯塚休日夜間急患センターの移転先として取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

取得する財産の所在地番につきましては、飯塚市吉原町511番で、鉄筋コンクリート造り1階建て、延床面積1万4712.42平米の2階1213.07平米の一部を取得するものです。取得金額については1億2137万円でございます。

取得面積については、2階は飯塚市の飯塚休日夜間急患センターと医師会の検診検査センターが入ることから飯塚市の専用部227.22平米に 医師会との共用部604.41平米を専用率608.66分の227.22で按分したものとを合計した面積となります。

なお、本議案についても先の議案第65号と同様に、今回の取得財産につきましては、区分

建物ということで敷地権が付随しております。

議案提出にあたっては、議決していただく建物だけを表記しておりますが、全体価格としましては、建物部分1億2137万円と敷地権部分2143万3000円の合計金額1億4280万3000円となっております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第66号 財産の取得（吉原町1番地区第一種市街地再開発事業施設建築物の保留床）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 12：12

再 開 13：12

委員会を再開いたします。

「議案第68号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

議案第68号につきまして補足説明をいたします。議案書の156ページをお願いいたします。

本案につきましては、福岡県市町村職員退職手当組合の構成団体の名称変更に伴い、同組合理約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めますのでございます。

同ページの中段から下に記載しておりますように、同組合理約の別表第1及び別表第2の項中に記載のある「有明広域葬斎施設組合」を「有明生活環境施設組合」に改めるものでございます。なお、157ページ及び158ページに新旧対照表を掲載いたしております。

以上、簡単でございますが、議案第68号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第68号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第69号 飯塚地区消防組合理約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第69号 飯塚地区消防組規約の変更」について補足説明をいたします。

議案書の159ページをお願いいたします。本件は、飯塚地区消防組合の議会の議員の定数を変更することに伴い、飯塚地区消防組規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書161ページの新旧対照表をお願いいたします。飯塚地区消防組規約の一部を改正する規約の第1条関係では、組合の議員を選出区分のうち飯塚市を10人から7人にし、定数を20人から17人に改めるものであります。

また、改正の規約の第2条関係では、組合の議員を選出区分のうち嘉麻市を8人から4人にし、定数を17人から13人に改めるものであります。

なお、施行日につきましては、附則において、この規約中、第1条関係では平成27年4月24日から、第2条関係では平成27年5月1日からとするものでございます。いずれも構成する議会の議員の任期により施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第69号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第69号 飯塚地区消防組規約の変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第85号 飯塚市教育長の休暇、勤務時間等に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

議案第85号につきまして補足説明をいたします。追加議案書(その1)の1ページをお願いいたします。

先ほども少しご説明いたしましたが、教育委員会の制度の改革に伴いまして、地方教育行政に関する法律第11条により、新教育長には勤務時間中の職務専念義務が課されております。この職務専念義務を課するためには、具体的に職務に専念すべき時間を明確にする必要がありますことから、教育長の休暇、勤務時間等に関する規定を条例で定めるため、本案を提出するものでございます。

条例の具体的な内容につきましては、中段から下に記載しておりますとおり「教育長の休暇、勤務時間その他の勤務条件(職務に専念する義務及び給与を除く)については、一般職の職員の例による」とするものでございます。これまで教育長が一般職のときに課せられていたものと変わるものではございません。

最後に、附則でございしますが、施行期日を平成27年4月1日からとすること及び旧教育長が在職する場合の経過措置について定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第85号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第85号 飯塚市教育長の休暇、勤務時間等に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第86号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

議案第86号につきまして補足説明をいたします。同じく追加議案書(その1)の2ページをお願いいたします。

本案につきましては、職員が所有する住宅に係る住居手当を廃止するため、「飯塚市職員の給与に関する条例」ほか2本の条例の一部改正するため提出するものであります。

今回の改正の趣旨といたしましては、現在、職員が所有する住宅につきましては、新築又は購入の日から5年間に限り、月額2500円を支給いたしておりますが、この住居手当につきましては、国においては平成21年度に廃止され、その後、総務省から地方公共団体に対して廃止を基本とした見直しを行うよう通知されていたところでございます。このような中、福岡県におきましては平成25年度末で廃止され、県内の自治体におきましても、本市を除く27市中、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市を含め13市がそれぞれ年度は異なりますが、本年度末までに廃止する方針を決定している状況でございます。このような他市等の状況も踏まえまして、本市におきましても27年4月1日の廃止を行うため提案するものでございます。

具体的な条例改正の内容につきましては、4ページの新旧対照表をお願いいたします。「飯塚市職員の給与に関する条例」につきましては、第15条第1項第2号に規定された「持ち家に係る住居手当の根拠規定」を削除し、それに伴い同項第3号を第2号に繰り上げております。次の第2項では、前項の削除及び繰り上げに伴い、第2号の規定を削除し、第3号を第2号へと読み替えをするものであります。

次に「飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」につきましては、第7条第1項第2号を削除することで、技能労務職員の所有に係る住宅への住居手当を廃止し、それに伴い同項第1号の内容を同条第1項として新たに規定しております。

次に「飯塚市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」につきましては、上下水道局企業職員への所有に係る住宅への住居手当を支給する旨の規定を削除するものでございます。

最後に、附則で施行期日を平成27年4月1日からとしております。

以上、簡単でございますが、議案第86号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第86号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」報告を求めます。

○中心市街地活性化推進課長

お手元の資料に基づき報告いたします。資料1ページのこれまでの経過及び今後のスケジュール(案)について、お願いいたします。

はじめにこれまでの主な経過についてでございます。2月3日には、吉原町1番地区市街地再開発事業に伴う急患センター整備事業における床の取得について吉原町1番地区市街地再開発組合と仮契約を締結しております。

次に2月5日には、第8回飯塚市中心市街地活性化協議会を開催し、協議会終了後には例年開催しておりますコンパクトなまちづくりセミナーを実施しております。

次に2月6日には、ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業に伴う街なか交流・健康ひろば整備事業における床の取得について、株式会社まちづくり飯塚と仮契約を締結しております。

次に同日2月6日には、飯塚本町東地区優良建築物等整備事業において、建築物新築工事の再入札が行われ、吉原建設株式会社福岡支店が落札しております。詳細につきましては、次ページの資料でご報告いたします。

次に2月26日には、ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業において、コミュニティビルの名称が飯塚本町コミュニティビル「アフレール」に決定しております。このアフレールには、人と健康と笑顔が「あふれる」との意味合いが込められているとこのことでございます。また、このことにあわせて、まちづくり飯塚では、賃貸マンションの入居者募集が開始されております。

また同日には、飯塚本町東地区優良建築物等整備事業の建築物新築工事安全祈願祭が同施工地区内において実施されております。

次に、今後のスケジュール案につきましてご報告いたします。

3月中旬には、飯塚本町東地区優良建築物整備事業建築物新築工事の開始を予定しており、引き続き、一般分譲の販売開始の予定でございます。

3月下旬には、飯塚本町東土地区画整理事業第2期解体工事及び第1期造成工事の完了予定でございます。

7月25日には、吉原町1番地区再開発事業が完了し、供用開始の予定でございます。

2ページをお願いします。飯塚本町東地区優良建築物等整備事業についてご報告いたします。

資料は、飯塚本町東地区優良建築物等整備事業に伴う建築物新築工事の入札結果についてでございます。平成26年12月5日に執行された第1回入札では、最低入札金額が予定価格を上回り入札不落となったことから、平成27年2月6日に第2回を執行されております。落札者は、吉原建設株式会社福岡支店、落札金額は12億3800万円、これは税抜きでございます。

下記に参考ではありますが、事業者は株式会社エストラスト、工事内容は、鉄筋コンクリート造り14階建て共同住宅、分譲戸数は65戸、施設として集会所・立体駐車場が含まれます。工期につきましては、平成27年3月から平成28年10月まで、入居開始は平成28年12月を予定しております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流について」報告を求めます。

○総合政策課長

アメリカ合衆国カリフォルニア州サニーベール市との友好交流につきまして、ご報告させていただきます。

友好交流に関します経過につきましては、お手元に広報の2月号、資料のほうをお配りしております。白黒で3ページありますので、そちらのほうもご参照いただきたいと思います。

本市では、サニーベール市との「友好交流関係協定書」に基づきまして、学校間での手紙のやりとり等を通じた交流を行うなど、現在、学校教育を中心とした交流事業を開始しております。

昨年6月には、サニーベール市より中学生11名を含む、16名の関係者の皆様が来飯されまして、市内小中学校、嘉徳東高等学校、九州工業大学への訪問、あわせまして二瀬中学校の保護者などのご協力によりまして、ホームステイ等を実施しております。

その2カ月後の昨年8月には、教育委員会で行っております、中学生海外研修事業として、中学生20名をサニーベール市への研修派遣を行い、現地の学校への登校やホームステイなどを通して、交流を深めてまいったところでございます。

また、この交流事業につきましては、広く市民の皆様へ周知を図るため、お手元に配布させていただいておりますように、広報紙等を活用し、またホームページにも掲載させていただいております。

また、ご承知かと思いますが、サニーベール市長より贈呈されました、サニーベール市の「市旗」を飯塚市役所本庁舎内に掲示するなど、サニーベール市との交流事業につきまして、市民の皆様への周知を図っているところでございます。

平成27年度につきましては、6月にサニーベール市より中学生をはじめ関係者の皆様が来飯されることとなっており、さらに8月には、飯塚市より中学生海外研修事業で20名の中学生がサニーベール市を訪問する予定となっております。

今後も積極的な情報発信とともに、サニーベール市関係者からも、地域大学の頭脳を生かした地域の特性を活用したテクノロジー等々も活用しながら交流にも取り組みたいといったご提案も受けておりますので、そういったことも勘案しながら行政としても支援可能な事柄を検討していき、今後ともこの交流事業に取り組んでいきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、ご報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

ちょっとお尋ねですけど、このサニーベール市の中に高等学校と、それから大学というのが幾つぐらいあるのか、ご存知ですか。

○総合政策課長

申しわけありません。いま手元には詳細な資料を持っておりませんが、サニーベール市には大学そのものはないような形で聞いております。高校についてはもちろんございますが、高校生が市のほうに参っておりますので、ただ数については、いま手元に資料を持ち合わせておりません。

○兼本委員

なぜ聞くかという、高校生はうちと違って6、3、3やないから、どうなのかちょっとわかりませんがね、福岡のほうですね、飯塚はサニーベールと友好関係を結んで、高校とか大学に入るのに優遇措置があるんですかというように聞かれたわけですね。そのときはわからなかったから、当然考え方よってはあるかもわからんよと、そのためには飯塚市に住所を置かんとだめよということと言ったわけですけどね。飯塚市の課題であります定住人口の確保のためにも、できればそういうふうな、例えば高校とか大学に、大学はサニーベールの近くにスタンフォード大学とかあると思いますけど、なかなか入るのは大変だろうと思いますけどね、そういうふうなものまで一步進んでやっていただくと、かなり学力が、筑豊、この飯塚が低いといってもね、そういう人たちが入ってくると、昔の炭鉱地帯と同じで、優れた頭脳が入ってくると学力というのは上がってくるわけなんです。そういう形のものができるのかどうかね、今後、ただ中学生を派遣する。向こうから来てもらうだけの形じゃあ、サニーベールとの友好関係というのが、あまり飯塚の役に立たないと思いますので、中学生が行くことについては、そういう受け入れをしてくれている都市があるということは友好かもわかりませんが、一步進んだ友好関係の絆を築いてもらいたいと思うわけですけど、そういうふうなお考えはありますか。

○総合政策課長

いま委員ご指摘のとおり、現在、中学生という形で交流を進めておるところでございます。先ほどもご答弁申し上げましたように、私どもにございます大学の頭脳、例えば大学生の交流でありますとか、いろんなことについてはサニーベール市の方々からご提案等もいただいておりますので、この部分につきましては、行政ができること、大学でしていただくこと、いろんなことを勘案しながらですね、当然広げていくべきだというふうには考えております。

○兼本委員

だから大学はそうやろうけど、一步さがって高校生ぐらいが、もしもそういうふうな、飯塚の高校から大学に入れるというような形のことを、例えば推薦枠をつくってもらおうとか、それから、ここはとにかく聞くところによると金持ちがものすごく住んでいるらしいから、お願いしたら寮ぐらいつくってくれるかもわからんしね。いろんな意味で利用すれば、できんことはなからうと思いますから、やっぱりその既成事実だけにこだわることやなくて、一步進んだ形のをやるために、飯塚市の生き残り策なんよね、言うたらね。もういま地方創生で言われているように、人口減というのは間違いなく来るわけですからね。行政が成り立っていないというような時期がいずれ来るような中で、新たな政策を求めるということは大事なことからね。そういうところでやる。そして友好関係だけじゃなくして、できればもう少し、一步進んだような姉妹都市とか、そういうようなものをやるのも1つの手だろうと思いますけどね。ぜひ私はそういうことをやっていただきたいと思うわけですよ。たしかアメリカの高校は6、3、3やないから、高校生は難しいかもわからんけど、大学やったら大丈夫だろうと思いますからね。だからそういうところで、そういうふうなものできないか、一步進んでね、今度また交流はあろうかと思っておりますので、ぜひそういうところまで進んでやっていただきたいと思っております。

それからまたサニーベールに行くときには、行政だけやなくして議員さんも何名か一緒に同行してね、行政だけがそのサニーベールを知っていて、議員は何も知らないということじゃいけないので、あとは今度新しい議会が誕生すれば、その中から、全員連れて行くということは相当の金額がかかるからいかんと思いますが、4年間ありますので、7名ずつとはいかんと思いますが、そこのところは適当に人員を把握して、議員も同行していただいて、サニーベールという所はこういう所ですよというのを見てもらって、飯塚市の活性化に結び付けていただきたいと思うわけですけど、そのようなお考えはありますか。

○総合政策課長

その件につきましては、当然、現地を、百聞は一見にしかずということがございますので、検討させていただきたいと思っております。実現になるかどうかというのは、ちょっと私のほうではご答弁ができませんが、よろしく願いいたします。

○兼本委員

だから職員ではそこのところは、担当はありますけど、市長どうですが、ちょっとそこどころ、非常に財政的にも厳しいことはわかってますけどね、しかし今度は国債を売ってかなり利益も出たことですから、どうでしょうか。

○市長

私も議員さん全員ということではなくてですね、本当に地域を預かる議員の皆さんとしても見ていただきたいというのは十二分に思っておりますけども、負担等がですね、どのようになるか検討させていただきたいと思っておりますけど、ぜひ行っていただきたいことは間違いないわけでございますので、よろしく願いいたします。

○兼本委員

総務委員会で質問するのもこれが最後だろうと思っておりますので、ひとつぜひ検討していただいて、それこそ行政と議会が両輪という形であればですね、やっぱり行政だけが先に進むのではなくして、議員の人たちも幾らかでも、少しは手出ししてもらっても、どのくらいかかるかわかりませんがね、そういう形の中で議員と一緒に行って、そして見聞を広げて、そして飯塚が生き残るためにどうしたらいいかということですね、勉強していただく機会を設けていただきたいと思っておりますので、ぜひそのような方向に、市長のトップダウンでですね、指示していただきますようお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市人権・同和問題実態調査報告書について」報告を求めます。

○人権同和政策課長

「飯塚市人権・同和問題実態調査報告書について」報告いたします。

昨年の5月22日の委員会におきまして、同調査の実施について報告をしておりましたが、調査が終え、飯塚市同和問題実態調査等検討委員会において最終審議が終了し、内容がまとまりましたので報告いたします。

調査の経過といたしましては、「人権・同和問題に関する市民意識調査」では、平成26年7月1日から1カ月間、20歳以上の市民の中から無作為に2000人を抽出し、郵送による調査を行い、有効回収数821人、回収率41.3%でありました。

次に、「人権・同和問題に関する地区住民意識調査」及び「同和地区住民生活実態調査」は、調査員による調査を平成26年8月1日から1カ月間で同時に行いました。

意識調査については、20歳以上の同和地区住民の中から無作為に700人を抽出し、有効回収数539人、回収率80.0%となっており、実態調査につきましては、地区住民714世帯に対し、有効回収数522世帯、回収率73.1%となっています。

それでは、報告書の概要について説明いたします。

構成としましては、序章・意識調査・実態調査・総論・資料で、都合200ページ前後となる予定で、国・県等が行った様々な調査と比較が可能な部分については比較を行っております。

報告書として発刊するものにつきましては、各設問毎のデータを入れた表を掲載しておりますが、細かな数値や%等を載せておりますが、本日の資料につきましては、数や%を省き概要がわかりやすいものとさせていただいております。なお、報告書につきましては、3月末まで作製し製本ができ次第、議員の皆様にお配りいたしますので、あせてご了承のほどお願いいた

します。

それでは、まず「意識調査」の内容についてご説明いたします。「人権・同和」「男性・女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」「外国人」のそれぞれの人権問題を6テーマに分類し、全27問で構成しております。各設問毎に地区外住民と地区住民の結果を分けて、それぞれ性別、年代別の特徴を、そして「まとめと考察」の中で、地区外住民と地区住民の考察を行っております。

主なものとしましては、「第1章 人権・同和問題について」では、資料2ページをお願いします。下段のほうになります。④「差別の現実」の項目の中に、差別的な事象が端的に現れると言われております結婚や就職に際しての設問ですが、その際、相手方の身元調査や信用調査の必要性を問いかけております。その中で「やむを得ないことだ」「必要なことだ」という回答が地区外住民で約1割あり、少なからず差別意識が残っているという結果が出ております。

しかしながら、資料3ページの⑥「解決に向けた考え」では、「基本的な人権にかかわる問題であるので、自分も国民の一人としてこの問題の解決に努力すべきだと思う」と回答した地区外住民の割合が、福岡県で行っております「人権問題に関する県民意識調査」、これは平成24年度でございますが、よりも高くなっております。このことは、飯塚市における「教育・啓発」の成果であると思われま。

次に、資料4ページの⑧「人権問題の理解を深めるにあたり、役に立つと思うこと」では、全体として8割以上の方が役に立つものがあるという回答でございました。

地区外住民が「新聞、テレビ、ラジオ」などの間接的な啓発を、役に立つと捉える割合が比較的高いのに対しまして、地区住民では「人権問題の講演会・研修会など」や「人権問題についての学習グループの活動やグループ相互の交流」が、役に立つと捉えおり、参加したうえで直接的な学習が人権感覚や実践力につながりやすいという考えでいると思われま。「人権問題の講演会・研修会など」のさらなる充実とともに、直接的な学習の機会への参加促進が求められております。

平成24年3月に実施された福岡県の「人権問題に関する県民意識調査」と設問が重なる部分において比較をしておりますが、全体としましては、県に比べまして、飯塚市民の人権意識が高い傾向が見られます。

次に、資料の6ページからになります。地区住民の生活実態調査では、「世帯員基本調査」「健康調査」「就業調査」「無職者調査」「福祉関係調査」「住宅関係調査」「結婚調査」「文化・情報調査」の8テーマに分類しまして、まとめと考察を行っております。主なものとしましては、資料7ページの上段のほうの⑨「貯蓄」では、最も割合が高いのは「貯蓄なし」で、資料8ページの上段のほうの③「年収」では、年収150万円未満の人が約4割となっております。病気などの急な問題等が生じた場合、非常に不安定になることが予想されております。

次に、申し訳ございませんが資料7ページに戻っていただいて、第3章①「就労の有無」については、学歴別では、「仕事を主にしている」割合は「短大・高専」が最も高く、次が「大学・大学院」「高校・旧制中学」「小・中学校」と続いております。このことは、できるだけ高い学歴をつけることが就業率を高めることになることもみられ、今後の進学保障への対応が求められています。また、就労のための相談体制、教育機会の拡充や就労中の研修の充実も重要であると考えられます。

時間の都合上、設問一つ一つについてご説明ができませんが、今回の調査結果につきまして、これまでの人権同和行政の成果の検証と、今後の方向性を見出し、また、平成27年度に飯塚市人権教育・啓発実施計画の見直しを行います。その際に、この結果を反映させるとともに、市民・市職員の人権・同和問題に関する啓発及び研修会等にも資料として活用し、関係

各課と連携し人権同和問題の早期解決に努めてまいりたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「臨時福祉給付金の支給状況について」報告を求めます。

○臨時福祉給付金支給業務室主幹補

「臨時福祉給付金の支給状況について」ご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。昨年4月1日から消費税が8%に引き上げられたことに伴い、臨時的な給付措置として臨時福祉給付金を支給するものでございます。なお、給付金支給業務の円滑化と効率化のために、子育て世帯臨時特例給付金と一体的な申請受付業務が終了いたしました。

支給対象者数は、3万1675人となっております。3月2日現在の申請支給状況では、支給申請者数は2万9891人、支給対象者数に対しまして申請率が94.4%、支給決定者数は2万9805人となり、支給決定金額は3億7623万5千円、支給対象者数に対して支給決定率は94.1%となっております。

なお、申請受付につきましては、支給対象者の方々への申請書の一斉発送を実施し、未申請者の方々には、申請勧奨の案内文書を郵送するなど、支給対象者の皆様への周知に努め、支給申請の受付と給付金の支給に取り組んでまいりました。

以上、簡単ですが、「臨時福祉給付金の支給状況について」報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「手持ち工事の取扱いにおける特例措置（時限措置）の導入について」報告を求めます。

○契約課長

「手持ち工事の取扱いにおける特例措置（時限措置）の導入について」ご報告いたします。

本年度は新庁舎、小中一貫校など大型かつ大量の工事発注を行ってきたところでございますが、これらの工事は工期が1年以上の案件も多く、その結果、平成27年度に入りましても、手持ち工事があり入札に参加できない業者が多く、業種によっては入札が成立しない、発注できない事態が発生することが予測されます。

よって、お手元に配布しております資料のとおり、平成27年度に限り時限措置といたしまして、①発注該当業種において手持ちにより入札が成立しない場合。②入札辞退（業者の都合）、この業者の都合とは、現場に配置できる人員が確保できない、または県等他の仕事を請け負っており受注できる状態ではないことなどを指します。このような辞退により入札が中止となった場合。以上のような場合には、その工事発注案件を業者選考委員会に諮り、手持ち工事取扱いにおける特例措置の適用の可否を決定するものでございます。なお、手持ちの件数につきましては、1件までといたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市内の4年制大学における期日前投票所の設置について」報告を求めます。

○選挙管理委員会事務局長

飯塚市内の4年制大学における期日前投票所の設置につきまして、お配りしております資料に基づきまして報告させていただきます。

現在、全国的に各種の選挙におきまして投票率が低迷している状況がございます。その中でも特に若年層の投票率が低い状況がありまして、「若年層の選挙への関心を高める」ことが重要課題になっております。

このことにつきましては、選挙管理委員会としましても課題を認識し、また、本市議会のほうからも一般質問等におきまして検討するようご意見等をいただいております。

このようなことを踏まえまして、市内の大学生に「選挙や政治を身近に感じていただきたい」とのことから、愛媛県松山市が全国に先駆けまして大学内に期日前投票所を設置したことを参考といたしまして、本市におきましても大学内での期日前投票所設置について検討・協議を行ってまいりました。

この度、本市内の九州工業大学情報工学部及び近畿大学産業理工学部の2つの4年制大学に期日前投票所及び不在者投票所を設置することで、両大学からの協力も得られ、協議が整いましたので、平成27年4月に執行予定の福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙、並びに飯塚市議会議員一般選挙において実施することとなりました。

この取り組みは、福岡県はもとより、鹿児島市と同様に九州でも初めての取り組みとなります。

なお、期日前投票所の期日につきましては、福岡県知事・県議会議員選挙では4月8日に近畿大学、9日に九州工業大学、また、市議会議員選挙におきましては、4月22日に近畿大学、23日に九州工業大学で、それぞれ10時から17時の間に開設することとしておりますけれども、対象者につきましては、学生及び大学関係者に限らせていただくことといたしております。

今回からの取り組みが、若者の選挙や政治への関心の高まりに繋がることを期待しているところでございます。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。